

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 防災情報の伝え方が変わります（内閣府・消防庁）
～「警戒レベル3：高齢者等は避難」「警戒レベル4：全員避難」…………… 1
- ◆ 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ（厚生労働省）…… 2
- ◆ 「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」開催される（内閣府）
…………… 4
- ◆ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第7回）開催される
（厚生労働省）…………… 5
- ◆ 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院内閣委員会）」について
～全保協ニュース No.19-02（5月16日号）記事の追記…………… 6
- ◆ 健康増進法にかかるQ&Aが発出される（厚生労働省）…………… 7
- ◆ 経済構造実態調査へのご協力をお願い（総務省・経済産業省）…………… 7
- ◆ 「保健・衛生専門研修会」追加募集のご案内…………… 7
- ◆ **防災情報の伝え方が変わります（内閣府・消防庁）**
～「警戒レベル3：高齢者等は避難」「警戒レベル4：全員避難」

防災情報の伝え方は、5段階の「警戒レベル」により提供されることとなりました。

社会福祉施設は、避難に時間を要する利用者が多く、市町村から提供される防災情報を的確に確認することが必要です。警戒レベル3は、避難に時間を要する人は避難（高齢者

等、避難に時間のかかる要配慮者は避難。要配慮者には乳幼児を含む)、警戒レベル 4 は、安全な場所へ避難（全員避難）です。社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル 2」の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があります。各施設におかれては、市町村から警戒レベル 3 が発令された際の、速やかな避難への手順をあらためてご確認ください。

詳細は別添の資料 No. 1 をご参照いただき、あわせて内閣府・消防庁のホームページ、自治体の防災に関するホームページをご確認ください。

◆2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部とりまとめ（厚生労働省）

令和元年 5 月 29 日、厚生労働省は「第 2 回 2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」を開催し、標記とりまとめを公表しました。

保育関連の項目として、「健康寿命延伸プラン」（別添の資料 No. 2）において、「子育て世代包括支援センター設置促進」が示されています。

「健康寿命延伸プラン」3 ページから全保協事務局抜粋

（3）子育て世代包括支援センター設置促進【2020 年度末までに全国展開】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行う子育て世代包括支援センターについて、2020 年度末までの全国展開を目指して、設置を促進する。

2025 年までの工程表では、2019・2020 年度に「子育て世代包括支援センターの全国展開」、2021 年度以降に「子育て世代包括支援センターを重点的に設置すべき地域に設置拡大」すること、2019 年度に「子育て世代包括支援センターの人員養成のための研修プログラムの作成」、2020 年度以降に「研修プログラムに基づいた人員養成研修の実施」をすることとされています。

また、「医療・福祉サービス改革プラン」（別添の資料 No. 3）の基本的方向性として、次の 4 点が掲げられています。

- ① ロボット・AI・ICT 等の実用化推進、データヘルス改革
- ② タスクシフティング、シニア人材の活用推進
- ③ 組織マネジメント改革
- ④ 経営の大規模化・協働化

このうち、「③組織マネジメント改革」の主要施策として、「福祉分野の生産性向上ガイドラインの作成・普及・改善【優良事例の全国展開】」の項目に、「保育所における ICT 化、保育補助者等の取組みを推進するためのガイドラインの作成、普及を行う」ことが示されています（「医療・福祉サービス改革プラン」4 ページ）。

2025 年までの工程表では、「福祉分野における、業務フローの分析を踏まえた、業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン（生産性向上ガイドライン）の作成・普及・改善」

において、2019年度に「定量的な効果測定（タイムスタディ）を実施」、2019年度後半～2020年度に「効果測定の結果を踏まえ、保育士業務の負担軽減に関するガイドラインの作成」、2021年度「国から自治体を通じて普及、必要に応じガイドラインの見直し」（「医療・福祉サービス改革プラン」10ページ）とされています。

また、「文書量削減に向けた取組」について「(保育) 保育所において保育士等が作成する書類の見直しに取り組む」として、3つの柱をたてています。2019年度「給付費の市町村への請求書等の書類の標準化を実施」、「実態調査を実施し、保育士が作成する書類の標準化等を検討」「定量的な効果測定（タイムスタディ）を実施（※再掲）」し、2019年度後半～2020年度に「効果測定の結果や書類標準化の検討を踏まえ、保育士業務の負担軽減に関するガイドラインの作成」をするとしています（「医療・福祉サービス改革プラン」11ページ）。

「シニア層を活かす方策」として、2019年度に「保育支援者の活用について、定量的な効果測定（タイムスタディ）を実施」し、2019年度後半～2020年度に「効果測定の結果を踏まえ、保育士業務の負担軽減に関するガイドラインの策定」をするとされています（「医療・福祉サービス改革プラン」13ページ）

基本的方向性の「④経営の大規模化・協働化」については、社会福祉法人に関連して次の項目が示されています。

「医療・福祉サービス改革プラン」4～5ページから全保協事務局抜粋

4. 経営の大規模化・協働化

(1) 医療法人・社会福祉法人それぞれの合併等の好事例の普及【今年度に好事例の収集・分析、2020年度に全国に展開】

現状の協働化の取組の状況や、関係者等の意見や現場のニーズ等を伺いながら、医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の協働化等による連携方策を検討する。

(2) 医療法人の経営統合等に向けたインセンティブの付与【今年度に優遇融資制度を創設、2020年度から実施】

医療法人の経営統合・運営の共同化に向けたインセンティブの付与を行う。

(3) 社会福祉法人の事業の協働化等の促進方策等の検討会の設置【今年度に検討会を実施し、検討結果をとりまとめ】

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」による法人間連携の推進を図る。

社会福祉法人の合併、事業譲渡、法人間連携等について、実態や課題等を把握するため、調査研究を実施する。

社会福祉法人の法人間連携や地域における公益的取組等について、有識者検討会における検討を行う。

組織再編に関する会計処理について、有識者検討会における検討を行う。

これらの検討会での検討結果を踏まえ、合併、事業譲渡、法人間連携ガイドラインを策

定する。

2025年までの工程表では、2019年度に「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」による法人間連携の推進「社会福祉法人の合併、事業譲渡、法人間連携等について、実態や課題等を把握」、「社会福祉法人の法人間連携や地域における公益的取組等について、有識者検討会における検討を行う」「上記両検討会での検討結果を踏まえ、合併、事業譲渡、法人間連携ガイドラインを策定する」としています。

実施指標（アウトプット）として、「社会福祉法人の合併・事業譲渡・法人間連携の好事例の収集及び分析【2019年度に複数法人を予定】」、また、成果指標（アウトカム）として、「社会福祉法人の合併・事業譲渡・法人間連携ガイドラインの周知【2020年度に公表】」、社会福祉法人数及び1社会福祉法人当たりの職員数（常勤換算数）【見える化】を示しています（「医療・福祉サービス改革プラン」14ページ）。

資料は厚生労働省ホームページをご参照ください。

■厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000101520_00002.html

◆「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」開催される（内閣府）

令和元年5月30日、内閣府は都道府県・指定都市・中核市を対象として標記説明会を開催しました。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことを受け、無償化の経緯をあらためて示すとともに、自治体の実施体制、予算、条例・規則・要綱、事業者への説明、住民・利用者への周知、各種交付金などへの対応について、施行までの工程表、事務フローなどの資料が提示されています。

保育所・認定こども園等に関連する項目として、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年5月30日版】」が示されました。その中の「12.食材料費等の取扱い」（別添資料No.4の29ページ～）には、施設における副食費の徴収について詳細の考え方があります。

また、通知案「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」（案であり変更の可能性があります。別添資料No.5）において、「2号認定子どもの副食費の徴収額の計算方法」や「特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方」、「保護者の方への説明等」が示されました。また、食材料費の説明のためのパンフレット案「食材料費に関する保護者向け説明資料」（別添資料No.6）が提示されています。

資料・説明会の動画は内閣府ホームページをご参照ください。

◆保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第7回）開催される（厚生労働省）

令和元年5月28日、標記検討会が開催され、本会副会長・村松幹子氏（全国保育士会会報）が出席しました。総論的事項に関する今後の議論の方向性について、次の3点が示されました。

<現時点で考えられる総論的事項に関する検討事項（案）>

（全保協事務局抜粋）

- (1) 我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色
- (2) 乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方
- (3) 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

また、「子どもを中心に保育の実践を考える」実践事例集の案が提示されるとともに、「保育所における自己評価ガイドライン」の試案が提示されています。

「保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】」(試案)の概要

【目的】 保育所保育指針に基づき、保育の質の確保・向上を目的として、保育士等及び保育所が自らの保育内容等(※)について行う評価の取組に資するよう、その基本的な考え方と実施方法を示す。(※保育の計画・実践及びそれに関連する保育の実施運営の状況)

1. 保育内容等の評価の基本的な考え方

保育所保育指針に基づく、保育内容等に関する自己評価の意義・目的、対象、主体、全体像など、基本的な考え方を記載。

- (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価 (2) 保育内容等の評価の目的と意義 (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2. 保育士等による保育内容等の自己評価

保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容を記載。

- (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
(2) 保育における子どもの理解 (3) 保育の計画と実践の振り返り
(4) 保育の改善・充実に向けた検討

3. 保育所による保育内容等の自己評価

保育所が、全職員の共通理解の下で組織とし取り組む自己評価について、基本的な流れと内容を記載。

- (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
(2) 評価の観点・項目の設定 (3) 現状・課題の把握と共有
(4) 保育の改善・充実に向けた検討

4. 保育所における保育内容等の自己評価の展開

各保育所が実情に即して、様々な記録や方法を活用し、保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価を全体としてどのように進めていくのか、効果的・効率的な評価実施のために考慮すべきことを記載。

- (1) 保育の記録とその活用 (2) 保育所における取組の進め方
(3) 自己評価の方法とその特徴 (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5. 保育所における保育内容等の自己評価に関する結果の公表

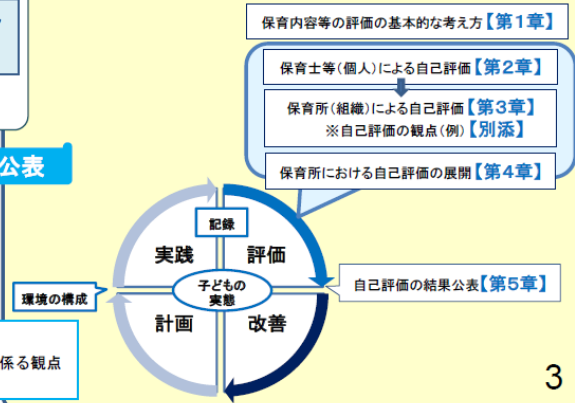
保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義と方法の具体例、公表に当たっての留意事項を記載。

- (1) 自己評価の結果を公表する意義 (2) 自己評価の結果の公表方法
(3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添：保育内容等の自己評価の観点（例）

- I 保育の基本的理念と実践に係る観点 II 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点
III 保育の実施運営・体制全般に係る観点

○保育所における日常的な保育の過程に位置づけられる「保育内容等の評価」



資料は厚生労働省ホームページをご参照ください。

■厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04931.html

◆「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院内閣委員会）」について ～全保協ニュース No. 19-02（5月16日号）記事の追記

全保協ニュース No. 19-02（令和元年5月16日号）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が参議院で可決成立」の記事の中で、参議院内閣委員会の附帯決議について記載していませんでした。参議院内閣委員会の附帯決議は下記のとおりです。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（令和元年5月9日参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 潜在的待機児童を含む待機児童の早急な解消、保育士の負担を軽減する配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び子どもの安全確保に係る質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 2 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、短時間労働の非常勤職員を含めた保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実、処遇の改善、労働負荷の軽減策等、教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて予算の確保を含め所要の措置を講ずるものとする。
- 4 保護者の負担が重く待機児童数が多い零歳から二歳までの保育については、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。特に待機児童問題が解消するまでの間については、必要な子育て支援策を講ずること。
- 5 認可外保育施設に対する国の指導監督基準に満たない認可外保育施設は、五年間にわたり無償化の対象となるが、子どもの安全確保のため、特にベビーホテルに重点を置いた定期的な巡回指導を確実にを行うよう地方自治体を指導すること。
- 6 幼児教育の無償化措置に便乗して、質の向上を伴わない保育料の引上げを計画している私立幼稚園が多くあることは、幼児を持つ世帯の負担を軽減するという本法の趣旨に

反するものであり、関係団体を通じて便乗値上げをしないよう求めること。

- 7 企業主導型保育事業者については保育の需給調整が必要なことから、市町村との連携を強化する措置を講ずること。あわせて本年度の実施機関の公募・選定に当たっては、全国の個別の保育事業所を確実に監査指導できる機関を選定するとともに、業務の引継ぎ若しくは継続が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 8 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

◆健康増進法にかかる Q&A が発出される(厚生労働省)

健康増進法による児童福祉施設の「敷地内禁煙」については、全保協ニュース No. 18-21 (平成 30 年 9 月 6 日号) にて既報のとおりですが、令和元年 7 月 1 日の児童福祉施設への施行期日に向けて、今般表記 Q&A が発出されました。

敷地内禁煙の考え方等を厚生労働省ホームページにて再度ご確認ください、各施設での対応をおすすめください。

詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

■厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

◆経済構造実態調査へのご協力のお願い(総務省・経済産業省)

経済構造実態調査は、既存の統計調査を統合・再編し、本年初めて実施されます。国民経済計算(特に GDP 統計)の精度向上などが期待されます。調査については別添のリーフレット(別添の資料 No. 7)をご参照いただき、調査へのご協力をお願い申し上げます。

なお、調査票は総務省から直接届きます。

■総務省統計局ホームページ 経済構造実態調査のページ

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

◆「保健・衛生専門研修会」追加募集のご案内

全国保育協議会では、標記研修会の受講申込の受付を延長しました。別添の資料 No. 8 をご参照ください(昼食・宿泊の申込は締め切らせていただきました)。

詳細は、全国保育協議会ホームページに掲載の開催要項をご参照ください（ホームページ内からお申込みいただけます）。

■全国保育協議会ホームページ「研修・大会等案内」

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

2019年度 保育所・認定こども園「保健・衛生専門研修会」

1. プログラム

【第1日目〔6月20日(木)〕】

13:00 開会

13:15～14:15 「行政説明」厚生労働省 子ども家庭局 保育課
保育指導専門官 鎮目 健太 氏

14:30～17:00 「配慮を必要とする子どもや課題をもつ保護者への支援」
講師：小川 淳 氏 氏

(横浜市総合リハビリテーションセンター センター長)

配慮を必要とする子どもや、発達障害のある子どもが園に在籍することは、多くの園で見られる光景です。保育所・認定こども園等は子どもが日々の生活や遊びを通じてともに育つ場所であり、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、障害のある子どもや特別な配慮を要する子どもも、保護者や関係機関と密接に連携しながら、保育を行っていくことが重要です。

配慮を必要とする子どもの特徴や、気になる行動をとる理由を理解するとともに、課題をもつ保護者に対して、保育者としてどのように寄り添い、支援するべきかについて講義、演習を通じて学びます。

【第2日目〔6月21日(金)〕】

9:15～10:45 「保育施設における小児救急 - 食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等を防ぐために - 」

講師：三浦 義孝 氏

(みうら小児科 院長/日本保育保健協議会 会長)

子どもの安全・安心のためには、食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等、日常保育における保健・衛生に関わるさまざまな事故を予防し、リスクを最小限に抑えるための危機管理の考えが大切です。子どもの様子がおかしい、痛がって泣いている等、日常保育における子どもの異変や体調不調に、保育施設職員としてどう対応するか現場での対応について学びます。

11:00～12:30 「医療的ケア児をとりまく現況と支援について」

講師：岩本 彰太郎 氏

(三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター・センター長)

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする子ども（「医療的ケア児」）の数は、年々増加傾向にあります。保育所等においては、ケアを必要とする子どもへ対応できる環境を整えることが期待される一方、対応する体制の不足といった課題があります。

医療的ケア児をとりまく現状、課題等について学び、医療的ケアを必要とする子どもへの保育、支援のあり方を考えます。

13：30～16：00 「保育現場におけるアレルギー対応と実践」

講師：今井 孝成 氏

(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン見直し検討会 構成員／
昭和大学医学部 小児科講座 講師)

安全で安心な生活が送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通して理解することが重要です。アレルギーのある子どもが増加傾向にあるなか、もしもの時のアレルギー対応や、日頃の実践について学ぶとともに、エピペン練習用トレーナーを使用した演習を行います。

(16：00 閉会)

2. 主催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
〔実施主体 全国保育協議会〕
3. 後援 日本保育保健協議会、全国乳児福祉協議会
4. 期日 令和元年6月20日(木)～21日(金)
5. 会場 TOC有明ホール(りんかい線 国際展示場駅 徒歩3分
ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅・有明駅 徒歩4分)
6. 対象 (1)保育所・認定こども園の長、保育士・保育教諭、看護師、栄養士、調理員、
子育て支援センター職員等
(2)乳児院の関係者
7. 参加費 会員14,000円 会員でない方19,000円
(昼食・宿泊費は含みません)
8. 定員 500名
9. 締切 令和元年6月14日(金)
※受講申込のみ延長。昼食・宿泊の手配は締め切らせていただきました。